

○名古屋大学通則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日通則第 1 号）

改正 平成 17 年 2 月 21 日通則第 3 号	平成 17 年 3 月 22 日通則第 5 号	平成 17 年 4 月 25 日通則第 1 号
平成 17 年 10 月 24 日通則第 3 号	平成 17 年 11 月 21 日通則第 5 号	平成 18 年 3 月 13 日通則第 7 号
平成 18 年 7 月 10 日通則第 1 号	平成 19 年 2 月 26 日通則第 1 号	平成 19 年 3 月 22 日通則第 4 号
平成 19 年 12 月 25 日通則第 1 号	平成 20 年 3 月 10 日通則第 2 号	平成 21 年 3 月 23 日通則第 1 号
平成 21 年 5 月 25 日通則第 1 号	平成 22 年 3 月 2 日通則第 2 号	平成 23 年 3 月 1 日通則第 1 号
平成 24 年 3 月 21 日通則第 2 号	平成 24 年 10 月 16 日通則第 1 号	平成 26 年 12 月 16 日通則第 1 号
平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号	平成 28 年 4 月 19 日通則第 1 号	平成 29 年 2 月 21 日通則第 5 号
平成 29 年 3 月 21 日通則第 6 号	平成 30 年 3 月 20 日通則第 2 号	平成 31 年 2 月 19 日通則第 2 号
令和 2 年 2 月 4 日通則第 1 号	令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 80 号	令和 3 年 2 月 2 日名大通則第 1 号
令和 4 年 3 月 1 日名大通則第 2 号		

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 入学, 学部及び学科への所属, 進級の取扱い, 転学部及び転学科(第 10 条—第 18 条)
- 第 3 章 教育課程, 授業, 留学等(第 19 条—第 25 条)
- 第 4 章 休学及び復学(第 26 条—第 28 条)
- 第 5 章 退学及び転学(第 29 条・第 30 条)
- 第 6 章 卒業及び学位の授与(第 31 条・第 32 条)
- 第 7 章 除籍及び懲戒(第 33 条・第 34 条)
- 第 8 章 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料(第 35 条—第 45 条)
- 第 9 章 特別聴講学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生及び特別短期研修学生
 - 第 1 節 特別聴講学生(第 46 条—第 49 条)
 - 第 2 節 科目等履修生(第 50 条—第 50 条の 8)
 - 第 3 節 聴講生(第 51 条—第 57 条)
 - 第 4 節 研究生(第 58 条—第 64 条)
 - 第 5 節 特別短期研修学生(第 65 条—第 69 条)
 - 第 6 節 検定料, 入学料及び授業料の額(第 70 条)
- 第 10 章 外国人留学生(第 71 条)
- 第 11 章 公開講座(第 72 条)
- 第 12 章 寄宿舎(第 73 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的及び方針)

- 第 1 条 本学は, 教育基本法の精神にのっとり, 学術文化の中心として広く知識を授け, 専門学芸の各分野にわたり, 深く, かつ総合的に研究するとともに, 完全なる人格の育成と文化の創造を期し, 民主的, 文化的な国家及び社会の形成を通じて, 世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。
- 2 本学は, 前項の目的を踏まえて, 本学及び学部において, 次の各号に掲げる方針を定め, 公表するものとする。
- 一 卒業認定及び学位授与に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針

(学部及び学科)

- 第 2 条 学部及び学科は, 次のとおりとする。

文学部	人文学科
教育学部	人間発達科学科
法学部	法律・政治学科
経済学部	経済学科，経営学科
情報学部	自然情報学科，人間・社会情報学科，コンピュータ科学科
理学部	数理学科，物理学科，化学科，生命理学科，地球惑星科学科
医学部	医学科，保健学科
工学部	化学生命工学科，物理工学科，マテリアル工学科，電気電子情報工学科，機械・航空宇宙工学科，エネルギー理工学科，環境土木・建築学科
農学部	生物環境科学科，資源生物科学科，応用生命科学科

(大学院)

第3条 大学院については，別に定める。

(収容定員)

第4条 学部の収容定員は，別表のとおりとする。

(修業年限)

第5条 学部の修業年限は，4年とする。ただし，医学部医学科の修業年限は，6年とする。

(在学年限)

第6条 学部の在学年限は，8年とする。ただし，医学部医学科の在学年限は，12年とする。

(学年)

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて，次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日(授業を行わない日)は，次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

春季休業 4月1日から4月4日まで

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月28日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は，総長がその都度定める。

3 第1項の規定にかかわらず，教育上必要があると認められる場合には，第1項に規定する休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学，学部及び学科への所属，進級の取扱い，転学部及び転学科

(入学の時期)

第10条 入学の時期は，学年の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学部の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 前条に規定する者で入学を志願するものは、所定の期日までに入学願書に第35条の検定料を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第13条 総長は、入学試験委員会を設けて、前条の入学志願者に対して入学試験を行い、合格者を決定する。

(入学許可)

第14条 総長は、前条の合格者で第36条の入学料の納入、保証書及び宣誓書の提出等所定の手続を完了したものに、入学を許可する。

(教育学部第3年次編入学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者で、教育学部の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- 二 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
- 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 五 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）
- 六 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
- 七 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者

- 2 前項第1号の所定の単位については、当該学部において定める。
- 3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
- 4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

(経済学部第3年次編入学)

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者で、経済学部の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - 二 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
 - 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 四 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)
 - 五 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
 - 六 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者
 - 七 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者
- 2 前項第1号の所定の単位については、当該学部において定める。
 - 3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
 - 4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

(文学部、法学部及び情報学部第3年次編入学)

第15条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、文学部、法学部及び情報学部の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - 二 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
 - 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 五 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)
 - 六 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
 - 七 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者
 - 八 施行規則附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者
- 2 前項第1号の所定の単位については、当該学部において定める。
 - 3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
 - 4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

(医学部医学科第2年次編入学)

第15条の4 次の各号のいずれかに該当する者で、医学部医学科の第2年次に編入学を志願するものについては、医学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 修業年限4年以上の大学(医学部医学科を除く。)を卒業した者で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者
- 二 法第104条第7項の規定により学士の学位(医学を除く。)を授与された者で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程(医学を履修する課程を除き、日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと本学において認めた者を含む。)で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者
- 2 前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、医学部において定める。
- 3 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

(工学部第2年次編入学)

- 第15条の5 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、工学部の第2年次に編入学を志願するものについては、工学部において選考の上、総長が入学を許可する。
- 2 前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、工学部において定める。
 - 3 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

(再入学、転入学及び編入学)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、収容定員に欠員のある場合には、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
- 一 第29条の規定による本学の退学者で、再び同一の学部に入學を志願するもの
 - 二 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者又は我が国において外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)で、当該大学の学長又は学部長の許可を得て、本学の同種の学部に、転學を志願するもの
 - 三 大学を卒業した者、大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者又は施行規則附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者で、本学に入學を志願するもの
 - 2 前項第2号及び第3号の所定の単位については、学部において定める。
 - 3 高等専門学校を卒業した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
 - 4 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
 - 5 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。
 - 6 第1項、第3項、第4項及び前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
 - 7 第12条及び第14条の規定は、第1項、第3項、第4項及び第5項の規定により入学する場合に準用する。

(学部及び学科への所属)

- 第17条 入学を許可された者は、学部にも所属する。
- 2 学科への所属については、学部において定める。

(進級の取扱い)

第17条の2 学生が上位の年次に進級する場合における基準、同一の年次に在学できる年限等の取扱いについては、学部において定めることができる。

(転学部及び転学科)

第18条 転学部を志望する者があるときは、学部長は、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、転学部を許可することができる。

2 転学科を志望する者があるときは、学部長は、所属学部の教授会の議を経て、転学科を許可することができる。

第3章 教育課程、授業、留学等

(教育課程、授業、成績評価等)

第19条 教育課程は、次に掲げる科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

一 専門系科目

- イ 専門科目
- ロ 関連専門科目
- ハ 専門基礎科目

二 共通基礎科目

- イ 「大学での学び」基礎論
- ロ 基礎セミナー
- ハ 言語文化科目
 - 1) 英語
 - 2) 初修外国語
 - 3) 日本語

ニ 健康・スポーツ科学科目

- 1) 講義
- 2) 実習

ハ データ科学科目

三 教養科目

- イ 国際理解科目
- ロ 現代教養科目
 - 1) 人文・社会系
 - 2) 自然系
 - 3) 学際・融合系
- ハ 超学部セミナー

四 分野別基礎科目

- イ 人文・社会系基礎科目
- ロ 自然系基礎科目

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

- 6 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 7 教育課程、授業、成績評価等に関することは、名古屋大学全学教育科目規程(平成16年度規程第115号。以下「全学教育科目規程」という。)、名古屋大学における成績評価及びGPA制度に関する規程(令和元年度規程第68号)及び学部規程によるほか、別に定める。

(授業計画等の明示)

第19条の2 学部及び教養教育院は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

- 第19条の3 学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 2 教養教育院は、学修の成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第19条の4 学部及び教養教育院は、授業の方法及び内容の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位)

- 第20条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。
- 2 各授業科目の単位数の計算の基準は、全学教育科目規程及び学部規程によるほか、別に定める。
- 3 第19条第3項及び第4項の規定による方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件として認定することができる。ただし、卒業の要件となる単位が124単位(医学部医学科にあっては、188単位)を超える学部にあっては、その超える単位数を60単位に加えて認定することができる。

(入学前の既修得単位の取扱い)

- 第21条 新たに本学の第1年次に入学した者が入学前に、大学、外国の大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認める場合は、本学において修得したものとして認定することができる。
- 2 教育上有益と認める場合は、新たに本学の第1年次に入学した者が入学前に行った学修で、文部科学大臣が別に定めるもの及び第23条の2第1項に規定するものを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により、修得したものとして認定し、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、合わせて60単位を超えない範囲とする。
- 4 第15条から第16条までの規定により編入学、再入学及び転入学した者の既修得単位については、教育上有益と認める場合は、その一部又は全部を本学において修得したものとして認定することができる。
- 5 第15条から第16条までの規定により編入学、再入学及び転入学した者が入学前に行った学修で、教育上有益と認める場合は、文部科学大臣が別に定めるもの及び第23条の2第1項に規定するものを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 6 第1項及び第4項の既修得単位並びに第2項及び前項により与えることのできる単位の取扱いについては、学部等において定める。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第21条の2 本学の学生以外の者で、本学において科目等履修生として一定の単位を修得し、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるとき(授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。)は、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して本学の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えることができない。

2 前項ただし書による修業年限の通算については、学部において定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第22条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合においては、所属学部長を経て、当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学の授業科目の履修等)

第23条 学生は、学部長の許可を得て、他の大学において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の場合、学部長は、あらかじめ当該大学との間において必要な事項について協議するとともに、許可に当たっては、教授会の議を経るものとする。

3 第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第21条第3項により修得したのものとして認定し、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学において修得したのものとして認定することができる。

4 前2項の規定は、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(検定試験の成績の取扱い)

第23条の2 別に定める検定試験における学生の成績については、教育上有益と認める場合は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第21条第3項及び前条第3項により修得したのものとして認定し、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の取扱いについては、別に定める。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第23条の3 学生が大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第19条の2に定める連携開設科目を履修し修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 前項により修得したものとみなすものとする単位数は、30単位を超えないものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第24条 学生は、学部長の許可を得て、休学することなく、外国の大学において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 第23条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により学生が留学する場合に準用する。

(休学期間中の他の大学の修得単位の取扱い)

第24条の2 学生が休学期間中に他の大学(外国の大学を含む。)において修得した単位については、教育上有益と認める場合は、本学において修得したのものとして認定することができる。

- 2 第23条第3項の規定は、前項の規定により本学において修得したものとして認定する場合に準用する。

(教職課程)

第25条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

- 2 教職課程については、別に定める。

第4章 休学及び復学

(休学)

第26条 学生は、傷病その他の事由により3月以上修学を中止しようとするときは、学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 前項の規定により休学しようとする者は、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、これを提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。
- 4 傷病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、学部長は、教授会の議を経て、期間を定め、休学を命ずることができる。
- 5 授業料未納の者からの休学願は受理しない。

(休学期間)

第27条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者には、更に引き続き休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、医学部医学科の休学期間は、通算して6年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第28条 学生は、休学期間中にその事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

- 2 第26条第4項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、学校医の診断書を添え、学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

第5章 退学及び転学

(退学)

第29条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 前項の場合において、学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。
- 3 授業料未納の者からの退学願は受理しない。

(転学)

第30条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を詳記した転学願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により学生が転学する場合に準用する。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第31条 本学に所定の期間在学し、かつ、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科を除き、本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた学生に対し、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

(学位の授与)

第32条 総長は、前条の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与する。

2 学位については、名古屋大学学位規程(平成16年度規程第104号)の定めるところによる。

第7章 除籍及び懲戒

(除籍)

第33条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該教授会の議を経て、除籍する。

- 一 所定の在学年限に達しても、卒業できないとき。
- 二 学部において定める所定の在学年限に達しても、進級できないとき。
- 三 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- 四 死亡又は行方不明となったとき。
- 五 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。
- 六 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者が、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないとき。

(懲戒)

第34条 学生の懲戒については、総長が、その都度懲戒委員会を設けて処理する。

- 2 懲戒委員会の構成については、別に定める。
- 3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 4 停学期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料の納入)

第35条 入学を志願する者は、入学願書を提出する際に検定料を納入しなければならない。

(入学料の納入)

第36条 入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項により入学料を納入した者が本学学部への入学手続きを行った後、当該入学手続き期間内に当該学部への入学を辞退し、同一年度の入学に係る他の入学手続き期間内に本学の他の学部へ入学手続きを行う場合は、改めて入学料の納入を要しない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第37条 入学する者が、特別な事情により入学料の納入が著しく困難であると認められるときは、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

- 2 前項の徴収猶予については、経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる場合も行うことができる。
- 3 前2項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納入)

第38条 各年度に係る授業料は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては5月、後期にあつては11月

に納入しなければならない。ただし、後期に係る授業料については、当該年度の前期に係る授業料を納入するときに納入することができる。

- 2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納入することができる。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 39 条 学生が、特別の事情により学年の途中で卒業する場合は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(以下「月割額」という。)に在学する月数を乗じて得た額を、当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし、卒業する月が後期であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の初めの月に納入しなければならない。

(転学、退学及び除籍の場合の授業料)

第 40 条 学生が、前期末までに転学、退学又は除籍の場合、納入すべき授業料の額は、授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(復学した場合の授業料)

第 41 条 学生が、前期又は後期の途中において復学した場合は、月割額に復学の日の属する月から当該期末までの月数を乗じて得た額を、復学の日の属する月に納入しなければならない。

(留学及び停学期間中の授業料)

第 42 条 学生は、留学又は停学期間中であっても、授業料を納入しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 43 条 経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者に対しては、その期の授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

- 2 前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の納入)

第 43 条の 2 第 73 条の寄宿舎に入居する者は、所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(寄宿料の免除)

第 43 条の 3 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

- 2 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第 44 条 第 35 条の検定料、第 36 条の入学料、第 38 条の授業料及び第 43 条の 2 の寄宿料の額は、東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程(令和 2 年度機構規程第 65 号。以下「料金規程」という。)に定める額とする。

(既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第 45 条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返納しない。ただし、次に掲げる検定料及び授業料については、この限りでない。

- 一 第 13 条に規定する入学試験を 2 段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第 1 段階目の選抜に合格しなかった者が納入した第 2 段階目の選抜に係る検定料

- 二 前期に係る授業料を納入するときに、当該年度の後期に係る授業料を納入した者が、前期末までに休学又は退学した場合における納入した後期に係る授業料
- 三 第38条第2項の規定により納入した授業料

第9章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び特別短期研修学生

第1節 特別聴講学生

(特別聴講学生)

第46条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学において授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがあるときは、学部等の長は、当該大学との協議により、教授会等の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第47条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第48条 特別聴講学生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の学生並びに本学と外国の大学との大学間交流協定に基づき受け入れる者で総長が授業料等を不徴収とした者（以下「協定留学生」という。）及び大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

- 2 前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては、別に定める。
- 3 第1項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。
- 4 特別聴講学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第48条の2 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部等の長は、教授会等の議を経て、除籍することができる。

- 一 本学の特別聴講学生として適当でない認められるとき。
- 二 傷病その他の事由により特別聴講学生として成業の見込みがない認められるとき。
- 三 死亡又は行方不明となったとき。
- 四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

(その他)

第49条 本節に規定するもののほか、特別聴講学生に関することは、学部等において定める。

第2節 科目等履修生

(科目等履修生)

第50条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがある場合、学部等において適当と認めるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第50条の2 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第50条の3 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に履修しようとする授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部等の長に提出しなければならない。

(入学金)

第50条の4 科目等履修生として入学する者は、所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

2 前項の入学金については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第50条の5 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第50条の6 科目等履修生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(検定料等の不徴収)

第50条の7 本学が高等学校若しくは専修学校又は国、地方公共団体その他の団体との間で締結する協定に基づき受け入れる科目等履修生に係る検定料、入学金及び授業料については、第50条の3、第50条の4第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該協定の定めるところにより、それぞれその一部又は全部を徴収しないことができる。

(その他)

第50条の8 本節に規定するもののほか、科目等履修生に関することは、学部等において定める。

第3節 聴講生

(聴講生)

第51条 学部における授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講しようとする者がある場合、学部において適当と認めるときは、聴講生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第52条 聴講生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第53条 聴講生として入学を志願する者は、願書に聴講を希望する授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部長に提出しなければならない。

(入学金)

第54条 聴講生として入学する者は、所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

2 前項の入学金については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 55 条 聴講生は、聴講しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 55 条の 2 聴講生の除籍については、第 48 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「聴講生」と読み替えるものとする。

(単位の取扱い)

第 56 条 聴講生に対しては、特に定めるもののほか、単位の認定を行わない。

(その他)

第 57 条 本節に規定するもののほか、聴講生に関することは、学部において定める。

第 4 節 研究生

(研究生)

第 58 条 本学において特別の事項について研究しようとする者がある場合、学部等において適当と認めるときは、研究生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 59 条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 60 条 研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部等の長に提出しなければならない。

(入学金)

第 61 条 研究生として入学する者は、所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

2 前項の入学金については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 62 条 研究生は、前期(4 月から 9 月まで)及び後期(10 月から翌年 3 月まで)の 2 期の区分ごとに、それぞれの期における在学予定期間に相当する授業料の額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 62 条の 2 研究生の除籍については、第 48 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「研究生」と読み替えるものとする。

(研究費)

第 63 条 研究に要する費用は、特に定めるもののほか、研究生の負担とする。

(その他)

第 64 条 本節に規定するもののほか、研究生に関することは、学部等において定める。ただし、研究生の定員、入学資格、選考方法等を定めるに際しては、教育研究評議会の議を経るものとする。

第5節 特別短期研修学生

(特別短期研修学生)

第65条 他の大学又は外国の大学等の学生で、本学において特別の事項について実験、実習等の指導を受けようとする者がある場合、学部等の長は、当該大学等との協議により、教授会等の議を経て、特別短期研修学生として入学を許可することができる。

(在学期間)

第66条 特別短期研修学生の在学期間は、1月以上6月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第67条 特別短期研修学生は、実験、実習等の指導を受けようとする期間の月数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の学生並びに協定留学生及び大学間特別短期研修学生交流協定に基づく特別短期研修学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

- 2 前項の授業料の不徴収の取扱いについては、別に定める。
- 3 第1項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。
- 4 特別短期研修学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第68条 特別短期研修学生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「特別短期研修学生」と読み替えるものとする。

(その他)

第69条 本節に規定するもののほか、特別短期研修学生に関することは、学部等において定める。

第6節 検定料、入学料及び授業料の額

第70条 第50条の3、第53条及び第60条の検定料、第50条の4第1項、第54条第1項及び第61条第1項の入学料並びに第48条第1項、第50条の5第1項、第55条第1項、第62条第1項及び第67条第1項の授業料の額は、それぞれ料金規程に定める額とする。

第10章 外国人留学生

第71条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の入学許可については、第14条に規定する保証書の提出を要しない。
- 3 外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、外国人留学生の入学その他に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

第72条 社会人の教養を高め、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座の実施その他に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 寄宿舍

第73条 本学に学生の寄宿舍を設ける。

- 2 寄宿舍においては、高邁な自治精神に基づいて、規律ある協同生活の下に、人格の陶冶に留意すべきものとする。
- 3 寄宿舍の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前に入学した者については、この通則の施行前の名古屋大学通則を適用する。
- 2 学部の収容定員の合計は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成 16 年度 8,855 人 平成 17 年度 8,810 人 平成 18 年度 8,775 人
- 3 法学部法律・政治学科の収容定員は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成 16 年度 705 人 平成 17 年度 670 人 平成 18 年度 645 人
- 4 情報文化学部の収容定員（第 3 年次編入学定員を除く。）は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
自然情報学科 平成 16 年度 154 人 平成 17 年度 151 人
社会システム情報学科 平成 16 年度 156 人 平成 17 年度 154 人
情報文化学部計 平成 16 年度 310 人 平成 17 年度 305 人
- 5 工学部電気電子・工学科及び工学部計の収容定員は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
電気電子・情報工学科 平成 16 年度 690 人 平成 17 年度 685 人
工学部計 平成 16 年度 2,970 人 平成 17 年度 2,965 人

附 則(平成 17 年 2 月 21 日通則第 3 号)

この通則は、平成 17 年 2 月 21 日から施行し、改正後の第 48 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 11 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日通則第 5 号)

この通則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 25 日通則第 1 号)

この通則は、平成 17 年 4 月 25 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 10 月 24 日通則第 3 号)

この通則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 21 日通則第 5 号)

この通則は、平成 17 年 11 月 21 日から施行する。ただし、改正後の第 15 条第 1 項第 6 号、第 15 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 3 第 1 項（第 2 号を除く。）の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 13 日通則第 7 号)

- 1 この通則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農学部資源生物環境学科及び応用生物科学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 農学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
生物環境科学科 平成 18 年度 35 人 平成 19 年度 70 人 平成 20 年度 105 人
資源生物科学科 平成 18 年度 55 人 平成 19 年度 110 人 平成 20 年度 165 人
応用生命科学科 平成 18 年度 80 人 平成 19 年度 160 人 平成 20 年度 240 人

附 則(平成 18 年 7 月 10 日通則第 1 号)

この通則は、平成 18 年 7 月 10 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 26 日通則第 1 号)

- 1 この通則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学部の収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成 19 年度 8,746 人 平成 20 年度 8,742 人
- 3 医学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成 19 年度 1,446 人 平成 20 年度 1,442 人
- 4 医学部保健学科理学療法専攻及び作業療法専攻のそれぞれの収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成 19 年度 88 人 平成 20 年度 86 人

附 則(平成 19 年 3 月 22 日通則第 4 号)

この通則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日通則第 1 号)

この通則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 10 日通則第 2 号)

この通則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日通則第 1 号)

- 1 この通則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学部の入学定員の合計及び収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。(入学定員の合計及び収容定員の合計は、平成 21 年度から平成 29 年度までにおいて「緊急医師確保対策」により臨時増員される医学部医学科の入学定員 3 名、平成 30 年度及び平成 31 年度において地域の医師確保のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 3 名、平成 22 年度から平成 31 年度までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 4 名並びに令和 2 年度から令和 4 年度までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 7 名を含む数とする。次項及び第 4 項において同じ。)

年 度	入学定員	収容定員
平成 21 年度	(55) 2,103 [20] <6>	8,756
平成 22 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,768
平成 23 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,780
平成 24 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,792
平成 25 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,804

平成 26 年度	(55) 2, 107 [20] <6>	8, 816
平成 27 年度	(55) 2, 107 [20] <6>	8, 820
平成 28 年度	(55) 2, 107 [20] <6>	8, 820
平成 29 年度	(55) 2, 107 [20] <6>	8, 820
平成 30 年度	(55) 2, 107 [20] <6>	8, 820
平成 31 年度	(35) 2, 107 [20]	8, 794
令和 2 年度	(35) 2, 107 [20]	8, 768
令和 3 年度	(35) 2, 107 [20]	8, 762
令和 4 年度	(30) 2, 107 [20] <4>	8, 761
令和 5 年度	(30) 2, 100 [20] <4>	8, 753
令和 6 年度	(30) 2, 100 [20] <4>	8, 745
令和 7 年度	(30) 2, 100 [20] <4>	8, 737
令和 8 年度	(30) 2, 100 [20] <4>	8, 734
令和 9 年度	(30) 2, 100 [20] <4>	8, 727

備考

- 1 入学定員欄の () 内の数は、第 3 年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄及び収容定員欄の [] 内の数は、学部共通の第 3 年次編入学定員で外数である。
- 3 入学定員欄の < > 内の数は、第 2 年次編入学定員で外数である。

- 3 医学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成 21 年度	(25) 303 <6>	1,456
平成 22 年度	(25) 307 <6>	1,468
平成 23 年度	(25) 307 <6>	1,480
平成 24 年度	(25) 307 <6>	1,492
平成 25 年度	(25) 307 <6>	1,504
平成 26 年度	(25) 307 <6>	1,516
平成 27 年度	(25) 307 <6>	1,520
平成 28 年度	(25) 307 <6>	1,520
平成 29 年度	(25) 307 <6>	1,520
平成 30 年度	(25) 307 <6>	1,520
平成 31 年度	(5) 307	1,494
令和 2 年度	(5) 307	1,468
令和 3 年度	(5) 307	1,462
令和 4 年度	<4>307	1,461
令和 5 年度	<4>300	1,453
令和 6 年度	<4>300	1,445
令和 7 年度	<4>300	1,437
令和 8 年度	<4>300	1,434
令和 9 年度	<4>300	1,427

備考

- 1 入学定員欄の（ ）内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
 - 2 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。
- 4 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成 21 年度	(5) 103	598
平成 22 年度	(5) 107	610
平成 23 年度	(5) 107	622
平成 24 年度	(5) 107	634
平成 25 年度	(5) 107	646

平成 26 年度	(5) 107	658
平成 27 年度	(5) 107	662
平成 28 年度	(5) 107	662
平成 29 年度	(5) 107	662
平成 30 年度	(5) 107	662
平成 31 年度	(5) 107	662
令和 2 年度	(5) 107	662
令和 3 年度	(5) 107	662
令和 4 年度	<4>107	661
令和 5 年度	<4>100	653
令和 6 年度	<4>100	645
令和 7 年度	<4>100	637
令和 8 年度	<4>100	634
令和 9 年度	<4>300	627

備考

- 1 入学定員欄の () 内の数は, 第 3 年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄の < > 内の数は, 第 2 年次編入学定員で外数である。

附 則(平成 21 年 5 月 25 日通則第 1 号)

この通則は, 平成 21 年 5 月 25 日から施行し, 平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 2 日通則第 2 号)

この通則は, 平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 1 日通則第 1 号)

この通則は, 平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日通則第 2 号)

- 1 この通則は, 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部社会環境工学科は, 改正後の第 2 条の規定にかかわらず, 平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間, 存続するものとする。

附 則(平成 24 年 10 月 16 日通則第 1 号)

この通則は, 平成 24 年 10 月 16 日から施行し, 平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 12 月 16 日通則第 1 号)

この通則は, 平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号)

この規程は, 平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 19 日通則第 1 号)

この通則は, 平成 28 年 4 月 19 日から施行し, 平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 2 月 21 日通則第 5 号)

- 1 この通則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 15 条の 3 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報文化学部及びこの通則による改正前の工学部の学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学部及び学科に在籍する者が当該学部及び学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 情報学部（第 3 年次編入学定員を除く。）の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

自然情報学科 平成 29 年度 38 人 平成 30 年度 76 人 平成 31 年度 114 人
 人間・社会情報学科 平成 29 年度 38 人 平成 30 年度 76 人 平成 31 年度 114 人
 コンピュータ科学科 平成 29 年度 59 人 平成 30 年度 118 人 平成 31 年度 177 人
 情報学部計 平成 29 年度 135 人 平成 30 年度 270 人 平成 31 年度 405 人

- 4 工学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- 化学生命工学科 平成 29 年度 99 人 平成 30 年度 198 人 平成 31 年度 297 人
 物理工学科 平成 29 年度 83 人 平成 30 年度 166 人 平成 31 年度 249 人
 マテリアル工学科 平成 29 年度 110 人 平成 30 年度 220 人 平成 31 年度 330 人
 電気電子情報工学科 平成 29 年度 118 人 平成 30 年度 236 人 平成 31 年度 354 人
 機械・航空宇宙工学科 平成 29 年度 150 人 平成 30 年度 300 人 平成 31 年度 450 人
 エネルギー理工学科 平成 29 年度 40 人 平成 30 年度 80 人 平成 31 年度 120 人
 環境土木・建築学科 平成 29 年度 80 人 平成 30 年度 160 人 平成 31 年度 240 人
 工学部計 平成 29 年度 2,900 人 平成 30 年度 2,840 人 平成 31 年度 2,780 人

附 則(平成 29 年 3 月 21 日通則第 6 号)

この通則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 20 日通則第 2 号)

この通則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前に医学部保健学科に編入学した者については、この通則の施行前の名古屋大学通則を適用する。

附 則(平成 31 年 2 月 19 日通則第 2 号)

- 1 この通則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部保健学科の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

看護学専攻 平成 31 年度 330 人
 放射線技術科学専攻 平成 31 年度 165 人
 検査技術科学専攻 平成 31 年度 165 人
 理学療法学専攻 平成 31 年度 86 人 令和 2 年度 83 人
 作業療法学専攻 平成 31 年度 86 人 令和 2 年度 83 人

附 則(令和 2 年 2 月 4 日通則第 1 号)

この通則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 80 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 2 日名大通則第 1 号)

この通則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 1 日名大通則第 2 号)

この通則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

学部	学科等	入学定員	収容定員	
文学部	人文学科	(10)125	520	
教育学部	人間発達科学科	(10)65	280	
法学部	法律・政治学科	(10)150	620	
経済学部	経済学科	140	560	
	経営学科	65	260	
	計	[10]205	[20]820	
情報学部	自然情報学科	38	152	
	人間・社会情報学科	38	152	
	コンピュータ科学科	59	236	
	計	[10]135	[20]540	
理学部	数理学科	55	220	
	物理学科	90	360	
	化学科	50	200	
	生命理学科	50	200	
	地球惑星科学科	25	100	
	計	270	1,080	
医学部	医学科	<4>100	620	
	保健 学科	看護学専攻	80	320
		放射線技術科学専攻	40	160
		検査技術科学専攻	40	160
		理学療法学専攻	20	80
		作業療法学専攻	20	80
	計	<4>300	1,420	
工学部	化学生命工学科	99	396	
	物理工学科	83	332	
	マテリアル工学科	110	440	
	電気電子情報工学科	118	472	
	機械・航空宇宙工学科	150	600	
	エネルギー理工学科	40	160	
	環境土木・建築学科	80	320	
	計	680	2,720	
農学部	生物環境科学科	35	140	
	資源生物科学科	55	220	
	応用生命科学科	80	320	

	計	170	680
合計		(30) [20]2,100 <4>	8,720

備考

- 1 入学定員欄の()内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄及び収容定員欄の[]内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。
- 3 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。

○名古屋大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 104 号)

改正	平成 16 年 7 月 20 日規程第 285 号	平成 18 年 1 月 23 日規程第 49 号
	平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号	平成 20 年 3 月 24 日規程第 109 号
	平成 24 年 3 月 21 日規程第 91 号	平成 24 年 10 月 16 日規程第 39 号
	平成 25 年 9 月 17 日規程第 39 号	平成 26 年 3 月 4 日規程第 92 号
	平成 27 年 9 月 15 日規程第 57 号	平成 28 年 2 月 15 日規程第 108 号
	平成 29 年 2 月 21 日規程第 91 号	平成 29 年 4 月 18 日規程第 4 号
	平成 30 年 12 月 18 日規程第 54 号	平成 31 年 3 月 19 日規程第 116 号
	令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 80 号	令和 3 年 12 月 7 日名大規程第 41 号
	令和 4 年 7 月 19 日名大規程第 26 号	

(学位の種類)

第 1 条 名古屋大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職とする。

(学位の専攻分野等の名称)

第 2 条 名古屋大学通則(平成 16 年度通則第 1 号)第 32 条第 1 項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与し、その学位記には、学部又は学科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

学部	学科名	学士
文学部		文学
教育学部		教育学
法学部		法学
経済学部		経済学
情報学部		情報学
理学部		理学
医学部	医学科	医学
	保健学科	看護学 保健学 リハビリテーション学
工学部		工学
農学部		農学

2 名古屋大学大学院通則(平成 16 年度通則第 2 号。以下「大学院通則」という。)第 34 条第 1 項の定めるところにより本学大学院の課程を修了した者に修士、博士又は専門職の学位を授与し、その学位記には、研究科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士	専門職
人文学研究科	文学 歴史学 学術	文学 歴史学 学術	
教育発達科学研究科	教育学 教育 心理学 臨床心理学	教育学 教育 心理学	
法学研究科	法学 比較法学 現代法学	法学 比較法学 現代法学	法務博士（専門職）
経済学研究科	経済学	経済学	

	経営管理学	
情報学研究科	情報学 学術	情報学 学術
理学研究科	理学	理学
医学系研究科	医科学 医療行政学 公衆衛生学 看護学 医療技術学 リハビリテーション 療法学	医学 看護学 医療技術学 リハビリテーション 療法学
工学研究科	工学	工学
生命農学研究科	農学	農学
国際開発研究科	国際開発学	国際開発学
多元数理科学研究科	数理学	数理学
環境学研究科	環境学 社会学 地理学 法学 経済学 理学 工学 建築学	環境学 社会学 地理学 法学 経済学 理学 工学 建築学
創薬科学研究科	創薬科学	創薬科学

3 前2項に規定する専攻分野の名称の英文表記については、別に定める。

(学位授与の要件)

第3条 前条第2項に定めるもののほか、本学大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

(課程による者の論文等の提出)

第4条 本学大学院の課程による論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。）は、各研究科で定める授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科長に提出するものとする。

(課程によらない者の学位授与の申請)

第5条 第3条により学位を得ようとする者は、論文に履歴書及び学位審査手数料を添え、学位の種類を指定した願書を当該研究科教授会又は当該研究科教授会が学位審査を委任している委員会等（以下「研究科教授会等」という。）の承認を得て、総長に提出するものとする。

(論文等)

第6条 主論文は1編とし、博士論文にあつてはその要旨を添付して提出するものとする。この場合、必要により、参考論文を添付することができる。

2 特定の課題についての研究の成果は、各研究科で定めるところにより提出するものとする。

第7条 提出した論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあっては特定の課題についての研究の成果を含む。）及び納入した審査手数料は、返納しない。

（学位審査委員会）

第8条 博士論文を受理したときは、研究科教授会等は、当該研究科の教授2名以上を含む審査委員を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、国際連携専攻における博士論文を受理したときは、当該国際連携専攻を設ける研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）と協議の上、当該研究科の教授2名以上を含む審査委員を選出し、連携外国大学院の教授その他の者を加えて、連携外国大学院と合同の学位審査委員会を組織する。

2 修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果を受理したとき、又は第11条に規定する博士論文研究基礎力審査を行うときは、研究科教授会等は、当該研究科の教授、准教授又は講師2名以上を含む審査委員を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、当該委員会の委員には少なくとも当該研究科の教授を1名含まなければならない。

3 前2項の場合において、必要あるときは、本学の他の研究科若しくは研究所、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に委員として加えることができる。

4 学位審査委員会は、論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに試験並びに第11条に規定する博士論文研究基礎力審査に関する事項を担当する。

（審査期間）

第9条 博士論文は、受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会等の議決を経て、審査期間を延長することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、在学中に提出させ、審査を終了するものとする。

3 第11条に規定する博士論文研究基礎力審査は、在学中に行い、審査を終了するものとする。

（試験及び学力審査）

第10条 試験は、論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあっては特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査終了後に、筆記又は口頭で行う。

2 博士の試験は、論文の内容及びこれに関連ある専門分野の学識及び研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力について、修士の試験は、論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力について、審査するものとする。

3 第3条による論文提出者に対しては、前項のほか、更に専攻学術に関し、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて、審査するものとする。

第11条 大学院通則第31条の2に規定する博士論文研究基礎力審査は、前期課程又は医学系研究科の修士課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試問等による審査を行うものとする。

(審査結果の報告及び学位授与の議決)

第 12 条 学位審査委員会は、審査の結果を研究科教授会等に報告する。ただし、博士の学位試験については、その要旨を書面で報告しなければならない。

2 研究科教授会等は、前項の報告に基づいて可否を審議決定する。

3 学位審査の研究科教授会等における議決の方法は、各研究科が定める。ただし、その開会定足数は、当該研究科教授会委員全員(海外旅行中又は休職中の者を除く。)の3分の2以上であることを要し、合格の決定は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(合格者の報告)

第 13 条 研究科長は、学位試験に合格した者を合格決定の日から 20 日以内に、総長に報告しなければならない。この場合、博士の学位試験に合格した者については、論文の要旨、論文審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書各 1 通を提出するものとする。

(学位の授与及び学位記の様式)

第 14 条 学部の定める卒業の資格を認定された者には、当該学部長の報告に基づき、又は学位試験に合格した者には、当該研究科長の報告に基づき、総長は、所定の学位を授与する。

2 学位記は、別記様式 1-1 から別記様式 6-2 までに定めるとおりとする。ただし、別記様式 3-3 (課程修了によるもの(国際連携専攻))における和文に併記する英文等及び大学長名、大学長印等については、連携外国大学院との協議により記載することとする。

(論文要旨等の公表)

第 15 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 16 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した研究科の協力を得て、附属図書館が実施する名古屋大学学術機関リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位授与後に公表する場合は、名古屋大学審査学位論文と明記することを要する。

(学位授与の取消し)

第 17 条 修士、博士又は専門職の学位を授与された者で、次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、第 12 条第 2 項の規定により当該者への学位授与について審議した研究科教授会等(当該研究科教授会等を置く研究科が廃止されている場合にあっては、総長が指名する研究科教授会等をいう。)及び教育研究評議会の議を経て、授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その事実を公表するものとする。

一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

- 二 修士、博士又は専門職の学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。
- 2 前項の研究科教授会等及び教育研究評議会において前項の議決をする場合は、構成員（海外旅行中又は休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、無記名投票により、その出席者の4分の3以上の賛成を必要とする。

（学位審査手数料）

第18条 第5条の学位審査手数料の額は、東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程（令和2年度機構規程第65号）に規定する額とする。

（雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関し必要な事項は、各研究科において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月20日規程第285号）

- 1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 法学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年4月以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修している者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年1月23日規程第49号）

- 1 この規程は、平成18年3月27日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国際開発研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修しているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月27日通則第6号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規程第109号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日規程第91号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月16日規程第39号）

この規程は、平成24年10月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年9月17日規程第39号）

- 1 この規程は、平成25年9月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第15条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日規程第 92 号)
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 15 日規程第 57 号)
この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 15 日規程第 108 号)
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年度以前に受理した博士論文に係る学位審査委員会の組織については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 2 月 21 日規程第 91 号)
1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2 情報文化学部の専攻分野の名称は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、改正前の当該専攻分野に係る卒業の資格を認定された者については、なお従前の例による。
3 文学研究科、国際開発研究科、国際言語文化研究科、環境学研究科及び情報科学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、改正前の当該専攻分野に係る課程を修了した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 4 月 18 日規程第 4 号)
この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、施行日以前に受理した修士論文又は特定の課題についての研究の成果に係る学位審査委員会の組織については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 12 月 18 日規程第 54 号)
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日規程第 116 号)
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 80 号)
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 7 日名大規程第 41 号)
この規程は、令和 3 年 12 月 7 日から施行する。

附 則(令和 4 年 7 月 19 日名大規程第 26 号)
この規程は、令和 4 年 7 月 19 日から施行する。

参考

名古屋大学授業料等の料金に関する規程に定める額
学位審査手数料 57,000 円

別記様式 1-1

別記様式 1-2 (英文)

別記様式 2-1 (修士論文の審査によるもの)

別記様式 2-2 (修士論文の審査によるもの (英文))

別記様式 3-1 (課程修了によるもの)

別記様式 3-2 (課程修了によるもの (プログラム))

別記様式 3-3 (課程修了によるもの (国際連携専攻))

別記様式 3-4 (課程修了によるもの (国際連携専攻) (プログラム))

別記様式 3-5 (課程修了によるもの (英文))

別記様式 3-6 (課程修了によるもの (プログラム) (英文))

別記様式 4-1 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの)

別記様式 4-2 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの (英文))

別記様式 5-1 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの)

別記様式 5-2 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの (英文))

別記様式 6-1 (論文提出によるもの)

別記様式 6-2 (論文提出によるもの (英文))

別記様式 1-1

○第XXXX号

学位記



氏名

○○○○年○○月○○日生

本学 ○○ 学部 ○○○ 学科所定の課程を修めて
本学を卒業したことを認め学士（○○学）の学位を授与
する

○○○○年○月○○日

名古屋大学○○学部長 ○ ○ ○ ○



名古屋大学総長 ○ ○ ○ ○



別記様式 1-2 (英文)

NAGOYA UNIVERSITY



Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of
Bachelor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○
at the School of ○○,
Nagoya University.

Month Day, Year

Name
Dean of the School of ○○



Name
President



This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 2-1 (修士論文の審査によるもの)

○第XXXX号

学位記



氏名

○○○○年○○月○○日生

本学大学院 ○○ 学研究科 ○○○ 専攻において
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格
したので修士 (○○) の学位を授与する

○○○○年○○月○○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 2-2 (修士論文の審査によるもの (英文))

NAGOYA UNIVERSITY



Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of

Master of ○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Master's Thesis
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○
at the Graduate School of ○○.

Month Day, Year

[Signature]

President

NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 3-1 (課程修了によるもの)

別記様式 3-2 (課程修了によるもの (プログラム))

○第XXXX号

○第XXXX号

学位記

学位記



氏名



氏名

○○○○年○○月○○日生

○○○○年○○月○○日生

本学大学院 ○○ 学研究科 ○○○ 専攻において
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格
したので博士 (○○) の学位を授与する

本学大学院 ○○ 学研究科 ○○○ 専攻において
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格
したので博士 (○○) の学位を授与する

○○○○年○○月○○日

(プログラム名 修了)

○○○○年○○月○○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 3-3 (課程修了によるもの (国際連携専攻))

別記様式 3-4 (課程修了によるもの (国際連携専攻) (プログラム))

○第XXXX号

○第XXXX号

学位記

学位記

氏 名

氏 名

○○○○年○○月○○日生

○○○○年○○月○○日生

名古屋大学及び ○○ 大学の間で X年X月X日 に
締結された協定に基づく名古屋大学・ ○○ 大学国際
連携 ○○ 専攻において所定の単位を修得し学位論文
の審査及び最終試験に合格したので単一の共同学位とし
て博士 (○○) の学位を授与する

名古屋大学及び ○○ 大学の間で X年X月X日 に
締結された協定に基づく名古屋大学・ ○○ 大学国際
連携 ○○ 専攻において所定の単位を修得し学位論文
の審査及び最終試験に合格したので単一の共同学位とし
て博士 (○○) の学位を授与する
(プログラム名 修了)

○○○○年○月○日

○○○○年○月○日

○○大学学長

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

大学長印
又は
学長サイン

総長印
又は
総長サイン

○○大学学長

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

大学長印
又は
学長サイン

総長印
又は
総長サイン

※和文に併記する英文等及び大学長名、大学長印等については、連携外国大学院との協議により記載する。

※和文に併記する英文等及び大学長名、大学長印等については、連携外国大学院との協議により記載する。

名古屋大学学位

別記様式 3-5(課程修了によるもの(英文))

NAGOYA UNIVERSITY



大 学 印

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of
Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○
at the Graduate School of ○○.

Month Day, Year

[Signature]
President
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 3-6(課程修了によるもの(プログラム)(英文))

NAGOYA UNIVERSITY



大 学 印

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of
Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○
at the Graduate School of ○○,
and in Addition Recognizes the Completion of

プログラム名

Month Day, Year

[Signature]
President
NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma.

別記様式 4-1 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの)

○第XXXX号

学位記



氏名

○○○○年○○月○○日生

本学大学院 ○○ 学研究科 ○○○ 専攻の修士課程

を修了したので修士(○○)の学位を授与する

○○○○年○○月○○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 4-2 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの(英文))

NAGOYA UNIVERSITY



Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of
Master of ○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○
at the Graduate School of ○○.

Month Day, Year

[Signature]

President

NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 5-1 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの)

○第XXXX号

学位記



氏名

○○○○年○○月○○日生

本学大学院法学研究科実務法曹養成専攻の専門職学位課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する

○○○○年○月○○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 5-2 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの (英文))

NAGOYA UNIVERSITY



Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of
Juris Doctor (Professional)

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for the Legal Practice Program
in the Law School.

Month Day, Year

[Signature]

President

NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

別記様式 6-1 (論文提出によるもの)

○第XXXX号

学位記



氏名

○○○○年○○月○○日生

本学大学院に論文を提出し ○○ 学研究科において
所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位
を授与する

○○○○年○月○日

名古屋大学総長

○ ○ ○ ○



別記様式 6-2 (論文提出によるもの (英文))

NAGOYA UNIVERSITY



Hereby Confers upon

Name

Date of Birth: Month Day, Year

the Degree of
Doctor of ○○○○

in Recognition of the Acceptance of a Doctoral Dissertation
at the Graduate School of ○○.

Month Day, Year

[Signature]

President

NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

○名古屋大学教育学部規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 118 号)

改正	平成 17 年 2 月 17 日規程第 332 号	平成 18 年 2 月 16 日規程第 78 号
	平成 19 年 2 月 16 日規程第 77 号	平成 20 年 2 月 15 日規程第 72 号
	平成 23 年 2 月 17 日規程第 64 号	平成 24 年 1 月 11 日規程第 74 号
	平成 25 年 2 月 15 日規程第 81 号	平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号
	平成 28 年 1 月 13 日規程第 95 号	平成 29 年 3 月 8 日規程第 114 号
	平成 30 年 3 月 7 日規程第 112 号	平成 31 年 2 月 15 日規程第 96 号
	令和元年 9 月 11 日規程第 40 号	令和 2 年 2 月 17 日規程第 99 号
	令和 3 年 7 月 14 日名大規程第 13 号	令和 4 年 1 月 5 日名大規程第 45 号

目次

第 1 章 通則(第 1 条)

第 2 章 入学, 編入学及び転学部(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 教育課程及び授業(第 6 条—第 10 条)

第 4 章 成績評価及び卒業(第 11 条—第 15 条)

第 5 章 特別聴講学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生及び特別短期研修学生(第 16 条—第 22 条)

第 6 章 附属学校(第 23 条)

附則

第 1 章 通則

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学教育学部(以下「本学部」という。)における目的並びに入学, 編入学及び転学部(以下「入学等」という。)並びに教育課程, 授業, 成績評価等(以下「本学部の教育」という。)については, 名古屋大学通則(平成 16 年度通則第 1 号)及び名古屋大学全学教育科目規程(平成 16 年度規程第 115 号)に定めるもののほか, この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか, 本学部の教育に関し必要な事項(ただし, 入学及び卒業並びに学位の授与に関する事項を除く。)は, 教授会の議を経て, 学部長が定める。

第 2 章 入学, 編入学及び転学部

(目的)

第 2 条 本学部は, 教育基本法 の精神にのっとり, 人格の完成をめざし, 学術文化の中心として広く知識を授け, 人間発達科学の各分野にわたり, 深く, かつ総合的に研究するとともに, 文化の創造と, 民主的, 文化的な国家及び社会の形成を期し, 世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(入学及び履修コース分属)

第3条 名古屋大学通則第11条に定める入学資格を持ち、入学を許可された者は、第1年次に入学させる。

2 学生は、第3年次の春学期に各履修コースに分属する。

3 前項に規定する各履修コースへの分属等に関することは、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(編入学)

第4条 第3年次に編入学した者の修業年限は2年とし、在学年限は4年とする。

2 前項の編入学者の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 既修得単位の取扱いについては、教授会の議を経て、学部長が定める。

(転学部)

第5条 他学部に転学部を志望する者又は本学部に転学部を志望する者は、各学部の定める時期に理由を付して各学部長に願い出なければならない。

2 前項の場合、学部長は、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て許可できるものとする。

3 転学部を許可された者の在学年数は、転学部の前後を通算するものとする。

第3章 教育課程及び授業

(授業科目)

第6条 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

(必修科目、選択必修科目、選択科目及び随意科目)

第7条 全履修コースに共通の授業科目及びその単位数並びに履修方法は、別表第1のとおりとする。

2 各履修コースの授業科目及びその単位数並びに履修方法は、別表第2のとおりとする。

3 学生は、他の学部に属する授業科目を、別表第2に定める範囲で選択科目として履修することができる。

4 学生は、毎学期の初めに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

5 履修の届出ができる単位数は、各学期において30単位を上限とする。ただし、学部長は、履修の届出をする直前の学期のグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値）が4.0以上の者が上限を超えて履修の届出をしたときは、これを認めることができる。

6 前項の規定は、編入学した者については、適用しない。

7 第5項に規定する履修の届出ができる単位数に算入しない授業科目については、別に定める。

(単位数の計算の基準)

第8条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算する。

一 講義及び演習については、15時間の講義又は演習をもって1単位とする。

二 実験及び実習については、30時間の実験又は演習をもって1単位とする。

三 全学教育科目の単位数については、名古屋大学全学教育科目規程による。

(他の大学の授業科目の履修)

第9条 学生が他の大学の授業科目を履修し、修得した単位（外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修得した単位を含む。）は、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定する。

2 前項の単位の認定方法は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(留学)

第10条 前条の規定は、学生が留学する場合に準用する。

第4章 成績評価及び卒業

(成績評価)

第11条 成績評価は、科目試験及び論文試験により行う。

2 試験の成績は、名古屋大学における成績評価及びGPA制度に関する規程（令和元年度規程第68号）の定めるところによる。

(科目試験)

第12条 科目試験は、授業科目の修了を証するために行う。

2 科目試験の方法は、日程その他必要な事項については、あらかじめ公示する。

(論文試験)

第13条 論文試験は、論文審査及び口述試験とし、第4年次の終わりにおいて行う。

2 論文試験を受けるための要件については、教授会の議を経て、学部長が定める。

3 論文試験に合格した者には、10単位を与える。

4 論文の提出期日及び口述試験の方法、日程その他必要な事項については、あらかじめ公示する。

(追試験)

第14条 学部長は、教授会の議を経て、病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかつた者に追試験を受けさせることができる。ただし、全学教育科目については、名古屋大学全学教育科目規程による。

(卒業資格)

第15条 本学部を卒業するためには、第7条に定める授業科目及び論文を併せて125単位以上を修得しなければならない。

2 第9条又は第10条の規定により修得した単位がある場合には、前項の単位に加えることができる。

第5章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び特別短期研修学生

(特別聴講学生)

第16条 特別聴講学生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

2 特別聴講学生の在学期間は、聴講しようとする授業科目について、授業の行われる期間とする。

(科目等履修生)

第 17 条 科目等履修生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

2 科目等履修生の在学期間は、履修しようとする授業科目について、授業の行われる期間とする。

3 科目等履修生の履修科目における単位の認定等は、第 8 条、第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定を準用する。

(聴講生)

第 18 条 聴講生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

2 聴講生の在学期間は、聴講しようとする授業科目について、授業の行われる期間とする。

(研究生の定員)

第 19 条 研究生の定員は、30 名とする。

(研究生の入学)

第 20 条 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

- 一 大学の学部を卒業した者
- 二 教授会において適当と認めた者

2 研究生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

(研究生の在学期間)

第 21 条 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、学年の途中において入学した場合における在学期間は、当該学年末までとする。

2 在学期間が満了しても研究のため、なお引き続き在学しようとする者があるときは、学部長は、教授会の議を経て、在学期間を延長することができる。

(特別短期研修学生)

第 22 条 特別短期研修学生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

2 特別短期研修学生の在学期間は、1 月以上 6 月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第 6 章 附属学校

(学則)

第 23 条 附属学校の学則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前に入学した者については、別表第 1 の全履修コース共通の選択科目中キャリア教育実習を除き、この規程の施行前の名古屋大学教育学部規程を適用する。

附 則(平成 17 年 2 月 17 日規程第 332 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 2 月 16 日規程第 78 号)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 18 年度に入学した者から適用し、平成 17 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 2 月 16 日規程第 77 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 2 月 15 日規程第 72 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 17 日規程第 64 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 1 月 11 日規程第 74 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 2 月 15 日規程第 81 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 13 日規程第 95 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日規程第 114 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 7 日規程第 112 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 2 月 15 日規程第 96 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 11 日規程第 40 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 2 月 17 日規程第 99 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 7 月 14 日名大規程第 13 号)

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、令和 2 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 1 月 5 日名大規程第 45 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 7 条第 1 項関係) , 別表第 2 (第 7 条第 2 項関係)

[別紙参照]

別表第1(第7条第1項関係)

全履修コース共通の必修科目及び選択必修科目

専門基礎科目	計18単位	
人間発達科学入門	2単位	12単位
人間発達科学I	2単位	
<u>人間発達科学II (学校教育情報概論)</u>	2単位	
人間発達科学III	2単位	
人間発達科学IV (心理学概論)	2単位	
人間発達科学V (臨床心理学概論)	2単位	
生涯教育の原理と組織	2単位	6単位
<u>情報化社会と学校教育 (学校教育情報基礎論)</u>	2単位	
国際社会における教育と文化	2単位	
心理・教育の統計学 (心理学統計法)	2単位	
人間発達の心理学 (発達心理学)	2単位	
全学教育科目	計41単位以上	
共通基礎科目		
「大学での学び」基礎論	1単位	
基礎セミナー	2単位	
言語文化科目	20単位	
英語	10単位	
初修外国語	10単位	10単位
日本語※1	10単位	
健康・スポーツ科学科目	4単位	
講義	2単位	
演習	2単位	
データ科学科目	2単位	
講義	1単位	
演習	1単位	
教養科目		

国際理解科目		4単位 ※2
現代教養科目（自然系及び学際・融合系）	2単位	
超学部セミナー		
分野別基礎科目		
人文・社会系基礎科目	8単位	
卒業論文	10単位	

※1 外国人留学生は「初修外国語」の代わりに「日本語」を修得することができる。

※2 「現代教養科目（自然系及び学際・融合系）」2単位を含む4単位を修得すること。

[履修方法]

上記の授業科目は、全履修コース共通の必修科目及び選択必修科目であり必ず修得しなければならない。

全履修コース共通の選択科目

専門科目

スポーツバイオメカニクス講義	2単位
スポーツ教育学講義	2単位
健康体力科学講義	2単位
スポーツ心理学講義	2単位
スポーツ生理学講義	2単位
人間発達科学特別講義	2単位
キャリアデザイン実習	2単位
キャリアデザイン演習	2単位
Education in Japan	2単位
異文化間教育演習	2単位

教職に関する科目（中学校「社会」・高等学校「地歴」「公民」）

概説日本史	2単位
概説西洋史	2単位
概説東洋史	2単位
概説法律学	2単位
概説社会学	2単位
概説経済学	2単位
概説心理学	2単位
概説倫理学	2単位
概説哲学	2単位

教職に関する科目（高等学校「情報」）

<u>情報社会と倫理</u>	2単位
<u>情報セキュリティ</u>	2単位
<u>情報システムとプログラミング</u>	2単位
<u>データサイエンス</u>	2単位
<u>デジタル情報システム</u>	2単位
<u>ネットワークプログラミング</u>	2単位
<u>情報通信システム</u>	2単位
<u>情報メディア</u>	2単位
<u>メディアコミュニケーション</u>	2単位
<u>ウェブデザイン（デジタル教材開発）</u>	2単位
<u>情報科教育法Ⅰ</u>	2単位
<u>情報科教育法Ⅱ</u>	2単位

社会教育主事に関する科目

生涯学習支援論Ⅰ	2単位
生涯学習支援論Ⅱ	2単位
社会教育経営論Ⅰ	2単位
社会教育経営論Ⅱ	2単位
社会教育実習	1単位

[履修方法]

上記の授業科目は、全履修コースの選択科目であり、人間発達科学特別講義については、本学部在学中に名古屋大学との交流協定等締結機関において修得した専門教育科目の単位を、12単位を超えない範囲で読み替えて認める。

別表第2(第7条第2項関係)

生涯教育開発コース

I	コース専門科目	計24単位以上
1	必修科目(2単位)	
	生涯教育開発演習	2単位
2	選択必修科目I群(1科目2単位)	
	地域教育調査実習	2単位
	社会・産業教育調査実習	2単位
3	選択必修科目II群(20単位以上)	

教育社会史領域	
教育社会史講義I	2単位
教育社会史講義II	2単位
教育社会史講義III	2単位
教育社会史講義IV	2単位
教育社会史演習I	2単位
教育社会史演習II	2単位
教育社会史演習III	2単位
教育社会史演習IV	2単位
教育行政学領域	
教育行政学講義I	2単位
教育行政学講義II	2単位
教育行政学講義III	2単位
教育行政学演習I	2単位
教育行政学演習II	2単位
教育行政学演習III	2単位
社会教育学領域	
社会教育学講義I	2単位
社会教育学講義II	2単位
社会教育学講義III	2単位
社会教育学講義IV	2単位
社会教育学演習I	2単位
社会教育学演習II	2単位
社会教育学演習III	2単位
社会教育学演習IV	2単位
博物館教育論	2単位
技術・職業教育学領域	
技術教育学講義I	2単位
技術教育学講義II	2単位
技術教育学演習I	2単位
技術教育学演習II	2単位
技術教育学演習III	2単位
職業教育学講義I	2単位
職業教育学講義II	2単位
職業教育学演習I	2単位
職業教育学演習II	2単位

II 他コース選択必修科目(3コース以上
計8単位以上)

III 選択科目(24単位以上)

IV 随意科目

学校教育情報コース

I コース専門科目 計24単位以上

1 必修科目(4単位)

学校教育情報演習I 2単位

学校教育情報演習II 2単位

2 選択必修科目(20単位以上)

教育情報学領域

教育情報学講義I (情報・職業教育論) 2単位

教育情報学講義II (教育情報データベース論) 2単位

教育情報学講義III (情報メディア表現論) 2単位

教育情報学講義IV (プログラミング教育) 2単位

教育情報学講義V 2単位

教育情報学演習I 2単位

教育情報学演習II 2単位

教育情報学演習III 2単位

教育情報学演習IV 2単位

カリキュラム学領域

カリキュラム学講義I 2単位

カリキュラム学講義II 2単位

カリキュラム学講義III 2単位

カリキュラム学講義IV 2単位

カリキュラム学講義V 2単位

カリキュラム学演習I 2単位

カリキュラム学演習II 2単位

カリキュラム学演習III 2単位

カリキュラム学演習IV 2単位

カリキュラム学実習 2単位

教育経営学領域

教育経営学講義I 2単位

教育経営学講義II 2単位

教育経営学講義III 2単位

教育経営学講義IV 2単位

教育経営学演習I	2単位
教育経営学演習II	2単位
教育経営学演習III	2単位
教育経営学演習IV	2単位
地域教育学講義	2単位
教育経営学実習	2単位
教育方法学領域	
教育方法学講義I	2単位
教育方法学講義II	2単位
教育方法学講義III	2単位
教育方法学演習I	2単位
教育方法学演習II	2単位
教育方法学演習III	2単位
教育方法学演習IV	2単位
教育実践学講義	2単位
教育方法実習	2単位
教師発達論領域	
教師発達論講義I	2単位
教師発達論講義II	2単位
教師発達論講義III	2単位
教師発達論演習I	2単位
教師発達論演習II	2単位
教師発達論演習III	2単位
教師発達論演習IV	2単位
II 他コース選択必修科目(3コース以上	計8単位以上)
III 選択科目(24単位以上)	
IV 随意科目	
国際社会文化コース	
I コース専門科目	計24単位以上
1 必修科目(6単位)	
国際社会文化基礎演習	2単位
国際社会文化コース演習I	2単位
国際社会文化演習I	2単位
2 選択必修科目I群(2科目4単位以上)	
国際社会文化入門基礎演習	2単位

海外教育調査研究	2単位
異文化コミュニケーション演習I	2単位
異文化コミュニケーション演習II	2単位
国際社会文化コース演習II	2単位
国際社会文化演習II	2単位
3 選択必修科目II群(14単位以上)	
人間形成学領域	
人間形成学講義I	2単位
人間形成学講義II	2単位
人間形成学講義III	2単位
人間形成学講義IV	2単位
教育人類学領域	
教育人類学講義I	2単位
教育人類学講義II	2単位
異文化間教育講義	2単位
教育社会学領域	
教育社会学講義I	2単位
教育社会学講義II	2単位
教育社会学講義III	2単位
教育社会学講義IV	2単位
比較教育学領域	
比較教育学講義I	2単位
比較教育学講義II	2単位
比較教育学講義III	2単位
国際教育交流論講義	2単位
大学論領域	
教育経済学講義I	2単位
教育経済学講義II	2単位
大学論講義I	2単位
大学論講義II	2単位
関連領域(外国人客員)	
グローバル教育論講義I	2単位
グローバル教育論講義II	2単位
II 他コース選択必修科目(3コース以上 計8単位以上)	
III 選択科目(24単位以上)	

IV 随意科目

心理社会行動コース

I コース専門科目 計24単位以上

1 必修科目(10単位)

心理行動科学実験演習1[基礎実験法] (心理学実験)	2単位
心理行動科学実験演習2[調査・データ解析法] (心理学研究法)	2単位
心理行動科学実験演習3[検査・測定法] (心理的アセスメント)	2単位
心理行動科学実験演習4[面接法] (心理学的支援法)	2単位
心理行動科学実験演習5[課題研究]	2単位

2 選択必修科目I群(2科目4単位以上)

心理行動科学実験演習6[臨床事例研究法] (心理演習)	2単位
心理行動科学実験演習7[投影法]	2単位
心理行動科学実験演習8 [上級実験法]	2単位
心理行動科学実験演習9 [観察法]	2単位
心理行動科学実験演習10[フィールド・スタディー] (心理実習)	2単位

3 選択必修科目II群(10単位以上)

心理計量学領域

心理計量学講義I	2単位
心理計量学講義II	2単位
心理計量学講義III	2単位
心理計量学演習I	2単位
心理計量学演習II	2単位

認知行動学領域

認知行動学講義I (知覚・認知心理学)	2単位
認知行動学講義II (神経・生理心理学)	2単位
認知行動学講義III	2単位
認知行動学演習I	2単位
認知行動学演習II	2単位

学習行動学領域

学習行動学講義I (教育・学校心理学)	2単位
学習行動学講義II (学習・言語心理学)	2単位
学習行動学講義III	2単位
学習行動学演習I	2単位
学習行動学演習II	2単位

パーソナリティ発達学領域

パーソナリティ発達学講義I (感情・人格心理学)	2単位
--------------------------	-----

パーソナリティ発達学講義II	2単位
パーソナリティ発達学講義III	2単位
パーソナリティ発達学演習I	2単位
パーソナリティ発達学演習II	2単位
社会行動学領域	
社会行動学講義I (社会・集団・家族心理学)	2単位
社会行動学講義II	2単位
社会行動学講義III	2単位
社会行動学演習I	2単位
社会行動学演習II	2単位
応用行動学領域	
応用行動学講義I (公認心理師の職責)	2単位
応用行動学講義II (関係行政論)	2単位
応用行動学講義III (産業・組織心理学)	2単位
応用行動学講義IV	2単位
応用行動学演習I	2単位
応用行動学演習II	2単位
II 他コース選択必修科目(2コース以上 計8単位以上)	
III 選択科目(24単位以上)	
IV 随意科目	
発達教育臨床コース	
I コース専門科目 計24単位以上	
1 必修科目(10単位)	
心理行動科学実験演習1[基礎実験法] (心理学実験)	2単位
心理行動科学実験演習2[調査・データ解析法] (心理学研究法)	2単位
心理行動科学実験演習3[検査・測定法] (心理的アセスメント)	2単位
心理行動科学実験演習4[面接法] (心理学的支援法)	2単位
心理行動科学実験演習5[課題研究]	2単位
2 選択必修科目I群(2科目4単位以上)	
心理行動科学実験演習6[臨床事例研究法] (心理演習)	2単位
心理行動科学実験演習7[投影法]	2単位
心理行動科学実験演習8[上級実験法]	2単位
心理行動科学実験演習9[観察法]	2単位
心理行動科学実験演習10[フィールド・スタディー] (心理実習)	2単位
3 選択必修科目II群(10単位以上)	
生涯発達心理学領域	

生涯発達心理学講義I	2単位
生涯発達心理学講義II	2単位
生涯発達心理学講義III	2単位
生涯発達心理学演習I	2単位
生涯発達心理学演習II	2単位
発達援助臨床学領域	
発達援助臨床学講義I (司法・犯罪心理学)	2単位
発達援助臨床学講義II (福祉心理学)	2単位
発達援助臨床学講義III	2単位
発達援助臨床学演習I	2単位
発達援助臨床学演習II	2単位
家族発達臨床学領域	
家族発達臨床学講義I (障害者・障害児心理学)	2単位
家族発達臨床学講義II	2単位
家族発達臨床学講義III	2単位
家族発達臨床学演習I	2単位
家族発達臨床学演習II	2単位
学校臨床心理学領域	
学校臨床心理学講義I (教育・学校心理学)	2単位
学校臨床心理学講義II	2単位
学校臨床心理学講義III	2単位
学校臨床心理学演習I	2単位
学校臨床心理学演習II	2単位
医療臨床心理学領域	
医療臨床心理学講義I (健康・医療心理学)	2単位
医療臨床心理学講義II (人体の構造と機能及び疾病)	2単位
医療臨床心理学講義III (精神疾患とその治療)	2単位
医療臨床心理学講義IV	2単位
医療臨床心理学演習I	2単位
医療臨床心理学演習II	2単位
II 他コース選択必修科目(2コース以上 計8単位以上)	
III 選択科目(24単位以上)	
IV 随意科目	

[履修方法]

- 1 各コースごとに、コース専門科目及び他コース選択必修科目のうちから、32単位以上修

得しなければならない。

- 2 選択科目については、各コースごとにコース専門科目及び他コース選択必修科目として修得した授業科目並びに専門基礎科目を除く本学部の開設科目のうちから、24単位以上を修得しなければならない。
- 3 前記2にかかわらず、本学部在学中に他学部及び名古屋大学との交流協定等締結機関において修得した専門教育科目の単位は、12単位を超えない範囲で選択科目に含めることができる。
- 4 他学部及び他大学における修得単位のうち、選択科目として認められない単位については、随意科目として扱う。

○名古屋大学教職課程規程（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規程第 106 号）

改正 平成 17 年 3 月 22 日規程第 375 号 平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号
 平成 18 年 3 月 24 日規程第 134 号 平成 22 年 5 月 25 日規程第 6 号
 平成 23 年 5 月 17 日規程第 8 号 平成 24 年 3 月 29 日規程第 105 号
 平成 24 年 6 月 19 日規程第 11 号 平成 26 年 7 月 15 日規程第 11 号
 平成 27 年 4 月 21 日規程第 4 号 平成 29 年 2 月 21 日規程第 94 号
 平成 30 年 2 月 20 日規程第 96 号 平成 31 年 2 月 19 日規程第 90 号
 令和 2 年 2 月 18 日規程第 86 号

（目的）

第 1 条 名古屋大学通則(平成 16 年度通則第 1 号)第 25 条第 2 項及び名古屋大学大学院通則(平成 16 年度通則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づく教職課程に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（認定課程）

第 2 条 教職課程の認定課程は、次のとおりとする。

- 一 大学の正規の課程
- 二 大学院の課程
- 三 大学の聴講生の課程

2 前項第 1 号の認定課程には、連携教職課程を含む。

（免許状）

第 3 条 前条の認定課程における教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する教育職員の免許状(以下「免許状」という。)は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

（審議機関）

第 4 条 教職課程の運営に関する事項の審議は、名古屋大学教職課程委員会(以下「委員会」という。)において行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、連携教職課程の運営に関する事項の審議は、連携教職課程運営委員会において行う。
- 3 連携教職課程運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（学生の単位修得）

第 5 条 学生は、第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する課程において、必要な授業科目を履修し、単位を修得することができる。

（聴講生の単位取得）

第 6 条 聴講生は、第 2 条第 3 号に規定する課程において、必要な授業科目を履修し、単位を修得することができる。

- 2 聴講生の修得できる単位数は、次のとおりとする。
 - 一 聴講期間が 6 月以内の場合は、4 単位以内
 - 二 聴講期間が 6 月を超え 1 年以内の場合は、8 単位以内
- 3 第 1 項の規定により単位を修得しようとする者は、授業科目、単位数、講義題目、担当教員及び期間等を記載した願書を当該学部長に提出しなければならない。
- 4 単位修得の認定は、試験その他による成績審査の結果に基づき、当該教授会の議を経て行う。

(授業科目等)

- 第6条の2 教職課程に共通する教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「規則」という。）第4条及び第5条に定める教科及び教科の指導法に関する科目のうち各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第3のとおりとする。
- 2 前項に定める授業科目の成績評価は、名古屋大学における成績評価及びGPA制度に関する規程（令和元年度規程第68号）の定めるところによる。
- 3 規則第4条及び第5条に定める教科及び教科の指導法に関する科目のうち教科に関する専門的事項及び大学が独自に設定する科目並びに規則第66条の6に定める科目の授業科目、単位数、履修方法及び成績評価は、名古屋大学全学教育科目規程（平成16年度規程第115号）に定めるもののほか、第2条に規定する認定課程を設置する学部等において、別に定める。

(単位数の計算の基準)

- 第6条の3 前条第1項に定める授業科目の単位数は、次の基準により計算する。
- 一 講義及び演習は、15時間をもって1単位とする。
 - 二 実習は、30時間をもって1単位とする。
- 2 前条第3項に定める授業科目の単位数の計算は、名古屋大学全学教育科目規程に定めるもののほか、第2条に規定する認定課程を設置する学部等において、別に定める。

(証明書の交付)

第7条 単位修得の証明を願い出た者には、学力に関する証明書を交付する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教職課程に関し必要な事項は、委員会の議を経て、総長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した者については、この規程の施行前の名古屋大学教職課程規程を適用する。

附 則(平成17年3月22日規程第375号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例によるものとし、法学研究科、生命農学研究科生物圏資源学専攻、生物機構・機能科学専攻及び応用分子生命科学専攻に係る別表第2の規定については、平成17年3月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月27日通則第6号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日規程第134号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 農学部資源生物環境学科及び応用生物科学科の免許状は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 5 月 25 日規程第 6 号)

この規程は、平成 22 年 5 月 25 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 21 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 5 月 17 日規程第 8 号)

この規程は、平成 23 年 5 月 17 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日規程第 105 号)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学部社会環境工学科の免許状は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 6 月 19 日規程第 11 号)

この規程は、平成 24 年 6 月 19 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 7 月 15 日規程第 11 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 4 月 21 日規程第 4 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 26 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 2 月 21 日規程第 94 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 2 月 20 日規程第 96 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 2 月 19 日規程第 90 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 2 月 18 日規程第 86 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

学部・学科		免許状の種類	
		中学校教諭1種免許状	高等学校教諭1種免許状
文学部	人文学科	社会, 国語, 英語	公民, 地理歴史, 国語, 英語
教育学部	人間発達科学科	社会	地理歴史, 公民, 情報
法学部	法律・政治学科	社会	公民
経済学部	経済学科	—	公民
	経営学科	—	商業
情報学部	自然情報学科	数学	数学, 情報
	コンピュータ科学科	—	情報
理学部	数理学科	数学	数学
	物理学科	理科	理科
	化学科 生命理学科 地球惑星科学科	理科	理科
	農学部	生物環境科学科 資源生物科学科 応用生命科学科	理科

※ 教育学部における高等学校教諭1種免許状(情報)は、連携教職課程とする。

別表第2 (第3条関係)

研究科・専攻		免許状の種類	
		中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
人文学研究科	人文学専攻	社会, 国語, 英語	地理歴史, 公民, 国語, 英語
教育発達科学研究科	教育科学専攻	社会	地理歴史
	心理発達科学専攻	社会	公民
法学研究科	総合法政専攻	社会	公民
経済学研究科	社会経済システム専攻	—	公民
情報学研究科	数理情報学専攻	数学	数学
	複雑系科学専攻	—	情報
理学研究科	理学専攻	理科	理科
多元数理科学研究科	多元数理科学専攻	数学	数学
環境学研究科	地球環境科学専攻	理科	理科
	社会環境学専攻	社会	地理歴史, 公民

別表第3（第6条の2関係）

教科及び教科の指導法に関する科目

事 項	授業科目	単位数	備 考
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育法Ⅰ	2	取得する免許状の教科に該当する科目から、中学校教諭免許状を取得する場合は8単位、高等学校教諭免許状を取得する場合は4単位以上を修得すること。
	国語科教育法Ⅱ	2	
	国語科教育法Ⅲ	2	
	国語科教育法Ⅳ	2	
	英語科教育法Ⅰ	2	
	英語科教育法Ⅱ	2	
	英語科教育法Ⅲ	2	
	英語科教育法Ⅳ	2	
	社会科教育法Ⅰ	2	
	社会科教育法Ⅱ	2	
	社会科教育法Ⅲ	2	
	社会科教育法Ⅳ	2	
	地理歴史科教育法Ⅰ	2	
	地理歴史科教育法Ⅱ	2	
	公民科教育法Ⅰ	2	
	公民科教育法Ⅱ	2	
	理科教育法Ⅰ	2	
	理科教育法Ⅱ	2	
	理科教育法Ⅲ	2	
	理科教育法Ⅳ	2	
	数学科教育法Ⅰ	2	
	数学科教育法Ⅱ	2	
	数学科教育法Ⅲ	2	
	数学科教育法Ⅳ	2	
	農業科教育法Ⅰ	2	
	農業科教育法Ⅱ	2	
	商業科教育法Ⅰ	2	
	商業科教育法Ⅱ	2	
	情報科教育法Ⅰ	2	
	情報科教育法Ⅱ	2	

教育の基礎的理解に関する科目

事 項	授業科目	単位数	備 考
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職基礎論	2	
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1	

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

事 項	授業科目	単位数	備 考
道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践	2	中学校教諭免許状を取得する場合は必修。
総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	
教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育方法論	2	
生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2	

教育実践に関する科目

事 項	授業科目	単位数	備 考
教育実習	教育実習 I	5	中学校教諭免許状を取得する場合（併せて高等学校教諭免許状を取得する場合を含む。）は「教育実習 I」を、高等学校教諭免許状のみを取得する場合は「教育実習 II」を修得すること。
	教育実習 II	3	
教職実践演習	教職実践演習	2	